

宮崎労発基 0314 第 2 号  
令和 6 年 3 月 1 4 日

各 団 体 の 長 殿

宮 崎 労 働 局 長  
(公印省略)

令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策の徹底については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項等の予防対策に取り組んできたところです。

昨年の県内の熱中症による休業 4 日以上の子傷者数は、前年の 16 人を下回る 10 人(速報値)となり、死亡事案の発生はありませんでした。

一方、全国では、死亡を含む休業 4 日以上の子傷者数が前年を大幅に上回る 1,045 人(うち、死亡 28 人)となり、業種別にみると、建設業 202 件、製造業 220 件で、子傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。

また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)の未把握、熱中症予防のための労働衛生教育の未実施が認められ、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮が十分なされていなかった事例も見受けられところです。

つきましては、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、今年度も別添の実施要項に基づき標記キャンペーンが展開されますので、傘下会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、別紙のとおり、全国及び県内における熱中症による子傷災害の発生状況を取りまとめていますので、御活用下さい。

問合先

宮崎労働局  
労働基準部健康安全課  
電話 0985 - 38 - 8835